

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月21日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 29 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	放射線管理用計算機室空調機運転をA号機からB号機に切替えたところ、「空調機B圧縮機巻線温度高」表示が認められたため、調査及び対応検討。	D	平成20年11月20日No.1関連不適合
2	2号機	高圧炉心スプレイ系非常用給気ファン(A)用電動機点検において、ファン軸嵌め合い部に摩耗が認められたため、当該嵌め合い部を補修。	D	
3	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B系)非常用給気ファン(A)用電動機点検において、ファン軸嵌め合い部に摩耗が認められたため、当該嵌め合い部を補修。	D	
4	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B系)非常用給気ファン(C)用電動機点検において、ファン軸嵌め合い部に摩耗が認められたため、当該嵌め合い部を補修。	D	
5	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B系)空気圧縮機(B-1)用電動機点検において、プーリ嵌め合い部に摩耗が認められたため、当該嵌め合い部を補修。	D	
6	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B系)空気圧縮機(B-2)用電動機点検において、プーリ嵌め合い部に摩耗が認められたため、当該嵌め合い部を補修。	D	
7	2号機	グラント蒸気蒸化器ドレンタンク水位計変換器の点検において、計器精度に判定値外れが認められたため、当該変換器を交換。	D	
8	2号機	取水設備トラベリング及びバー回転式スクリーン(A)電動機点検において、負荷側・反負荷側回転子軸に摩耗が認められたため、対応検討。	D	
9	2号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備潤滑油プライミングポンプ制御用タイマー点検において、タイマー取付アダプターに破損(プラスチックのつめ)が認められたため、当該アダプターを交換。	D	
10	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(B)軸受点検において、温度検出器用ケーブルのフレキシブル電線管に破損が認められたため、当該破損箇所を補修。	D	
11	2号機	電動機駆動給水ポンプ(B)補助油ポンプ電動機点検において、負荷側軸受けケースに摩耗が認められたため、対応検討。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	2号機	残留熱除去機器冷却系ポンプ(B)吸込ケーシングドレン弁点検において、弁座シート面に線状指示模様が認められたため、対応検討。	D	
13	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット(座標:42-03)のアクュームレータ漏えい検出液位スイッチ点検において、同液位スイッチのフレキシブル電線管に破損が認められたため、当該フレキシブル電線管を補修。	D	
14	2号機	「第18回定期事業者検査計画書」において、検査項目の記載漏れ及び検査番号に誤記が認められたため、変更申請を実施。	B	
15	2号機	給水加熱器ドレン系配管において、配管支持構造物の溶接部に不良(割れ)が認められたため、当該不良箇所を補修。	D	
16	2号機	気体廃棄物処理系再生ガスプロア入口圧力調節計点検において、調節計内増幅器部より空気の漏えい(かに泡程度)が認められたため、当該調節計を交換。	D	
17	3号機	換気空調系原子炉建屋制御盤点検において、タイマーリレー4個のリレー固定用つめ及び操作スイッチ運転表示カバー14個に破損が認められたため、当該部品を交換。	D	
18	3号機	換気空調系廃棄物処理建屋制御盤点検において、タイマーリレー2個のリレー固定用つめ及び操作スイッチ運転表示カバー7箇所に破損が認められたため、当該部品を交換。	D	
19	3号機	換気空調系タービン建屋制御盤(1)点検において、操作スイッチ運転表示カバー6箇所に破損が認められたため、当該部品を交換。	D	
20	3号機	換気空調系タービン建屋制御盤(2)点検において、操作スイッチ運転表示カバー12箇所に破損が認められたため、当該部品を交換。	D	
21	3号機	換気空調系活性炭チャコール建屋、コントロール建屋制御盤点検において、タイマーリレー1個のリレー固定用つめ及び操作スイッチ運転表示カバー4箇所に破損が認められたため、当該部品を交換。	D	
22	3号機	換気空調補機冷却系制御盤点検において、電話端子用ビス及びケーブルバンドマークの不足並びに操作スイッチ運転表示カバー4箇所に破損が認められたため、当該部品を交換。	D	
23	3号機	復水ろ過装置エレメント洗浄装置現場制御盤の点検において、制御ケーブルの端子部不良1ヶ所(圧着不良)が認められたため、当該端子部を補修。	D	
24	3号機	主発電機自動電圧調整器盤の点検において、プッシュボタンスイッチ破損(AVR除外のつめ部)が認められたため、当該スイッチを交換。	D	
25	3号機	試料採取系原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口流量積算計の点検において、サンプル入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
26	3号機	中央操作室制御盤の点検において、制御ケーブルの端子部不良(圧着不良:9箇所)及び端子台カバー未取付(2箇所)が認められたため、当該不良箇所を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
27	3号機	制御棒駆動機構において、水圧制御ユニット(座標:26-07、30-03、46-19)のアクュームレータ充填水入口弁(F113)にシートリークが認められたため、当該入口弁を点検。	D	
28	4号機	海水熱交換器建屋給排気ファン軸受温度の打点式記録計において、動作不良(打点機構部が動かない)が認められたため、当該記録計を点検。	D	
29	その他	水処理設備純水装置の導電率計記録計の印字不良(2打点)が認められたため、当該記録計を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電 話 0240-25-1353